山元町中小企業振興資金申込みに係る提出書類一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 留意事項 | ﾁｪｯｸ |
| 通常申込み時に必要な書類 | 山元町中小企業振興資金融資斡旋申込書 | ・補償申込の都度、毎回必要  ***※山元町中小企業振興資金融資要綱　様式第１号*** | 該当　　□  該当なし□ |
| 山元町中小企業振興資金等利子補給に係る委任状 | ・補償申込の都度、毎回必要  ***※利子補給を受けない場合は不要***  ***※別紙様式「山元町中小企業振興資金等利子補給に係る委任状」*** | 該当　　□  該当なし□ |
| 同意書  （町と商工会へ各種提出）  ※商工会会長あての同意書は写しを提出 | ・補償申込の都度、毎回必要  ***※別紙様式「同意書」***  ***※別紙様式「山元町中小企業振興資金等融資斡旋手数料に関する同意書」*** | 該当　　□  該当なし□ |
| 信用保証依頼書（写） | ・補償申込の都度、毎回必要  ***※金融機関にて作成*** | 該当　　□  該当なし□ |
| 信用保証委託申込書（写） | ・補償申込の都度、毎回必要  ***※保証人を立てない場合は、「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書（写）を添付すること。*** | 該当　　□  該当なし□ |
| 個人情報の取扱いに関する同意書（写） | ・補償申込の都度、毎回必要  ・補償申込の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出  ***※本人が自署捺印*** | 該当　　□  該当なし□ |
| 確定申告書（写）  （決算書） | ・直近３期分（税務署受付印、勘定科目内訳明細のあるもの）ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要  ***※必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認する場合もあります。*** | 該当　　□  該当なし□ |
| 残高試算表（写） | ・決算期から６か月以上経過していれば必要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 商業登記簿謄本（写）、  定款（写） | ・保証申込の都度、毎回必要  ・商業登記簿謄本については、最近３か月以内のものが必要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 住民票（写） | ・個人事業者の場合、保証申込の都度、最近３か月以内のものが毎回必要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 印鑑証明書（写） | ・保証申込の都度、毎回必要  ・申込人（法人・個人）について、最近３か月以内のものが各１通  ・連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の印鑑証明書も必要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 納税証明書（写） | ***【法人の場合】***  ・法人税または事業税の証明書  ・連帯保証人を立てる場合は連帯保証人の納税証明書も必要  ***【個人の場合】***  ・所得税または事業税の証明書。どちらの証明書も添付できない場合には、住民税の証明書が必要（この場合は、原則として事業による所得割のあるもの） | 該当　　□  該当なし□ |
| 外国人登録原票（写）  記載事項証明書（写） | ・代表者または連帯保証人が外国人である場合に必要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 設備資金 | 見積書（写） | ・建物の建築、機械等の設備の場合に必要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 建築確認申請書（写） | ・原則として、申込人が建築申請人であることが必要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 契約書等（写） |

**【その他金融機関等が必要な場合に提出を求める書類】※町への提出は不要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 留意事項 | ﾁｪｯｸ |
| 担保を提供いただく場合 | 不動産登記簿謄本 | ・新規担保提供時に最新のものを提出  なお、前回保証と同一根抵当権設定登記条件の場合は不要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 公図（地積・測量図） |
| 建物図面・各階平面図 |
| 住宅地図（所在地略図） |
| 土地賃貸借契約書  （借地契約書） | ・借地の場合に必要 | 該当　　□  該当なし□ |
| 承諾書 | 該当　　□  該当なし□ |
| 地代領収書 | 該当　　□  該当なし□ |
| 先行する租税債権がないかどうかの確認資料 | ・新規担保提供時に所得税・消費税の納税証明書その３を提出 | 該当　　□  該当なし□ |
| その他 | 許認可証（写）等 | ・事業上必要な許認可証等（主たる事業の本母店の一店舗）の写しを添付。ただし、資金用途が特定の事業に係るものである場合は、当該事業に係る許認可証等の写しを添付  （すでに提出済みで、その許認可証等が有効期間中であれば提出不要） | 該当　　□  該当なし□ |

※金融機関、宮城県信用保証協会の事前審査があります。

※亘理山元商工会が利子補給の事務手続きを行うため、融資額の２／１０００（会員）、３／１０００（会員外）の事務手数料が必要です。

**【融資後金融機関から町へ提出】**

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名 | 留意事項 |
| 山元町中小企業振興資金貸付報告書 | ・融資執行後、１４日以内に町へ提出  ***※山元町中小企業振興資金融資要綱　様式第３号*** |
| 信用保証委託契約書（写） | ・契約締結後に提出 |